

科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進事業 (SciREX 事業) 基本方針 (案)

令和 3 年〇月〇日
科学技術・学術政策局長決定

1 事業の背景及び経緯

複雑かつ多様な課題が顕在化し、また、潜在的な課題も想定される現代社会において、そのような課題の解決のための科学技術・イノベーションへの期待が高まっている。また、限られた資源の下で効率的に科学技術・イノベーションを展開するためには、経済・社会等の状況、その課題と、そして科学技術の現状と可能性等を多面的な視点から把握・分析するとともに、客観的根拠 (エビデンス) に基づいた合理的な政策形成が求められる。

こうしたニーズや諸外国における取組の進展を背景に、第 4 期科学技術基本計画において、「科学技術イノベーション政策のための科学」の推進が明記されたことを受け、平成 23 年度に SciREX 事業が開始された。

その後、平成 27 年度に初めて実施された中間評価や、平成 28 年 1 月に閣議決定された第 5 期科学技術基本計画の記載を踏まえ、第 2 期 (平成 28～令和 2 年度) の SciREX 事業では、基本計画に定める科学技術・イノベーション政策の実効性の確保及び次期基本計画の検討に具体的に貢献することを基本的な目標として 5 年間の取組を進めた。

令和 3 年 3 月には、第 6 期科学技術・イノベーション基本計画 (以下「第 6 期基本計画」という。) が閣議決定された。第 6 期基本計画では、「科学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行う EBPM を徹底し、2023 年度までに全ての関係府省においてエビデンスに基づく政策立案等を行う。」として、具体的に年限を設定して科学技術・イノベーション政策における EBPM を強力に推し進めることとしており、具体的に「関係省庁の政策課題を踏まえ、人文・社会科学分野の研究者と行政官が政策研究・分析を協働して行う取組を 2021 年度から更に強化する。」として、SciREX 事業の研究プロジェクトを踏まえた記載もなされている。

また、令和 2 年末から令和 3 年 6 月にかけて実施された第 2 期の SciREX 事業中間評価では、事業推進に当たった課題とあわせて、最大 15 年とされている基盤的研究・人材育成拠点への支援終了後を見据えた今後の取組に関する示唆も示された。

こうした状況を踏まえ、令和 7 年度までの期間の事業の推進方策等の基本的な方針を定めるものとして本基本方針を策定する。なお、これまでの「科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進事業 (SciREX 事業) 基本方針」(平成 28 年 3 月 31 日、令和 3 年 4 月 28 日最終改定) は、廃止する。

2 事業の目的及び目標

本事業は、科学としての「科学技術イノベーション政策のための科学」の深化と、客観的根拠に基づく政策形成の実現に向けた「政策形成プロセス」の進化を車の両輪として推進し、共進化を図ることにより、客観的根拠に基づく政策形成を実現するとともに、限られた資源の下で効果的・効率的に科学技術・イノベーション政策が展開し、第6期基本計画が目指す Society 5.0 の実現に寄与するとともに、次期科学技術・イノベーション基本計画の検討に具体的に貢献することを目的とする。

この目的を達成するため、本事業は、第6期基本計画に定める科学技術イノベーション政策の実効性の確保及び次期基本計画の検討に具体的に貢献することを基本的な目標とし、以下の4点を具体的な目標とする。

- ① 科学技術・イノベーション政策における「政策のための科学」に関わる研究者や行政官をはじめとする現実の政策形成ができる人材及びこれらをつなぐことのできる人材の創出と、これらの人材の活躍【人材育成】
- ② 「科学技術イノベーション政策のための科学」という新たな学際的学問領域の発展・深化と、それに関わるデータや研究成果、知見の蓄積【研究・基盤】
- ③ 行政官をはじめとする政策担当者と研究者による双方向のコミュニケーションによる成果の創出【共進化】
- ④ 研究者、行政官をはじめとする政策担当者、これらをつなぐ者による持続的なネットワークの構築とコミュニティの拡大【ネットワーキング】

3 SciREX 事業におけるプログラムの構成

本事業は、第1期及び第2期から引き続き、次の3つのプログラムから構成する。

- ① 基盤的研究・人材育成拠点（実施主体：各拠点大学及び政策研究大学院大学科学技術イノベーション政策研究センター（SciREX センター））
- ② 公募型研究開発（実施主体：科学技術振興機構社会技術研究開発センター（以下「RISTEX」という。））
- ③ データ・情報基盤（実施主体：科学技術・学術政策研究所（以下「NISTEP」という。））

また、「科学技術イノベーション政策のための科学」の深化と「政策形成プロセス」の進化を一層加速していくため、各プログラムにおいて研究者と行政官の共進化を推進する研究プロジェクトを実施する。

（1）基盤的研究・人材育成拠点

基盤的研究・人材育成拠点（「総合拠点」（政策研究大学院大学）及び「領域開拓拠点」（東京大学、一橋大学、大阪大学/京都大学、九州大学））では、科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」に関わる人材を育成し、関係する基盤的研究を推

進するとともに、それぞれの拠点における研究プロジェクトを主体的に実施し、その成果の普及・展開にも取り組む。

また、SciREX センターを中心に、各拠点大学との連携の下で、これまで実施してきた研究プロジェクトの知見も生かしながら、引き続き、SciREX 事業のネットワークの形成や研究成果の政策形成への具体的な貢献の促進、サマーキャンプや行政官研修などの人材育成の取組、コアコンテンツの作成といった学問領域の深化に向けた取組を進める。

さらに、基盤的研究・人材育成拠点については、最長 15 年の支援ということを踏まえ、補助事業終了後の自立化を見据えた取組を推進する。

a) 総合拠点：教育プログラムを実施するとともに基盤的研究及び研究プロジェクトを実施。また、基盤的研究・人材育成拠点整備事業の主導及び、領域開拓拠点を牽引しつつ、取りまとめ機関として総合調整。

b) 領域開拓拠点：各大学の特性を活かして、教育プログラムを実施するとともに基盤的研究及び研究プロジェクトを実施。

(2) 公募型研究開発

RISTEX を事業主体とし、客観的根拠に基づく科学技術・イノベーション政策の形成に寄与するため、政策ニーズを踏まえつつ、政策の形成や改善に将来的につながり得る成果の創出を目指した研究開発を公募により推進する。このことにより、新たな研究人材の発掘と人材ネットワークの拡大に貢献することを目標とする。

従来からの研究者の自由な発想に基づく研究開発のアプローチのみならず、国を中心とする行政のニーズに基づいた政策課題の解決に向けた研究開発についても推進する。また、共進化を一層推進するべく、SciREX 事業における他の研究プロジェクトとの連携にも積極的に取り組む。

(3) データ・情報基盤

NISTEP を中心に、政策形成や、本事業を中心とした調査分析や研究に活用されるよう、一次データ（特許、論文、人材、予算等）のほか、それを分析した結果の論文、提言等を含むデータ・情報を体系的かつ継続的に蓄積し、データ・情報基盤を構築する。また、「政策のための科学」と「政策形成プロセス」の共進化の基盤として、情報へのアクセスが容易となるようなデータベース等の構築を目指し、関係機関への積極的な情報提供等に努める。

4 事業全体の運営体制

(1) 事業の実施体制

SciREX 事業に関わる実施主体及びそれぞれの役割は以下のとおりである。高い事業

目標を達成するためには、取組に応じた主体間の連携が不可欠であり、第2期に引き続き研究開発、人材育成等のそれぞれの取組において各拠点・関係機関の連携を進める。その際、連携が実効性のあるものとなるよう、それぞれの役割を明確化して応分のコミットメントを求めつつ、成果を意識した取組を進めることが重要である。

① 文部科学省

事業担当部局として、事業全体の設計・執行を担う。事業が適切に遂行されるよう、基本的な事業方針等を定め、運営委員会への基本方針の提示等を行う。また、事業推進担当部署である政策科学推進室は事業が適切に推進されるよう、省内や関係機関との各種調整を行う。具体的には、文部科学省内外の政策担当部署と連携した政策課題の抽出、本事業で得られた研究成果等の整理、担当部署に対する成果利用の働きかけなどを行い、政策研究と政策プロセスをつなぐための役割を担う。また、基盤的研究・人材育成拠点への支援の終了を見据え、各拠点大学の自立に向けた取組を支援する。

② 各拠点大学

「総合拠点」(政策研究大学院大学)及び「領域開拓拠点」(東京大学、一橋大学、大阪大学/京都大学、九州大学)として、基盤的研究・人材育成拠点プログラムに取り組む。科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」に関わる人材育成、関係する基盤的研究の推進に取り組むとともに、それぞれの拠点における研究プロジェクトを主体的に実施する。また、その成果の普及・展開、特に政策プロセスへの貢献に積極的に取り組む。

③ SciREX センター

SciREX センターは、基盤的研究・人材育成拠点が行う研究活動の総体である中核的拠点機能の中心的役割を担う機関として、事業のネットワーク形成や研究活動を進める。具体的には、これまで実施してきた研究プロジェクトの知見も生かし、事業全体の成果の発信と、SciREX 事業の関係者が議論する場や研究者と行政官が定期的に意見交換する場の設定、行政経験のある者からなる政策リエゾンネットワークの活用・拡充等を進める。また、研究者と行政官の共進化については、補助事業終了後も見据え、これまで蓄積した知見の構造化・体系化を進め、文部科学省や NISTEP 等においても活用できるようにすることを目指す。取組を進めるに当たっては、政策研究大学院大学科学技術イノベーション政策プログラム(GiST)との連携に留意し、効率的な事業の実施に努める。

④ RISTEX

RISTEX は、公募型研究開発を継続的に実施し、幅広い研究人材の育成とネットワークの拡大、科学技術・イノベーション政策の基盤となるような研究開発を推進する。ま

た、政策ニーズに応じた研究開発を行うため、文部科学省や SciREX センター、NISTEP などとの連携の強化に努める。

⑤ NISTEP

NISTEP は、データ・情報基盤を担う中核機関として、科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」における基盤となるデータの蓄積やデータベースの構築を自身の調査分析と一体となって行う。また、政策立案プロセスへの貢献という観点を意識して文部科学省や大学等との連携を進める。

⑥ CRDS

CRDS は内外の動向調査を行うことなどにより、科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」の俯瞰に取り組む。これらと併せ、必要に応じ、自らが行っている各種活動の情報について、後述するアドバイザリー委員会や運営委員会における情報提供を行う。

(2) 事業のガバナンス体制

事業全体の執行を担う文部科学省の下、事業の全体のガバナンスのため、以下の機関を置く。

- ① 科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」アドバイザリー委員会
SciREX 事業の実施に当たり、事業の方向性の検討等を行うため、文部科学省の下に「科学技術イノベーション政策における『政策のための科学』アドバイザリー委員会」（以下「アドバイザリー委員会」という。）を設置する。

文部科学省は、本事業の執行に当たりアドバイザリー委員会の意見を尊重し、また、政策形成プロセスの進化に役立てていかなければならない。あわせて、事業を実施する各拠点や関係機関においても、アドバイザリー委員会の意見を踏まえて、それぞれの取組を推進すべきである。

- ② 科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進事業運営委員会
文部科学省及び SciREX 事業を実施する各拠点・関係機関の実務責任者からなる科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置し、事業の実施内容の検討・調整等を行う。運営委員会の事務局については、文部科学省と SciREX センターが共同で行う。

運営委員会では、本基本方針の掲げる目標の達成や補助事業終了後の自立化に向けて長期的視点を持ち、各拠点・関係機関の取組や役割分担の検討・調整を行う。また、SciREX 事業全体についての情報共有等を行う。

アドバイザリー委員会とは、双方の委員会で行われる議論について情報共有を図り、

事業全体の方向性と個別の課題の進捗状況に齟齬がないよう適切に連携を図る。

5 事業の計画的な実施

(1) 適切な計画の策定とその着実な実施

事業を計画的に実施するため、各拠点大学、SciREX センター、RISTEX、NISTEP の各関係機関は、令和7年度までの中期計画を策定して取組を進める。中期計画の策定に当たっては、中間評価結果を踏まえた内容になっているか文部科学省と事前に調整を行うとともに、運営委員会において各機関の計画案について議論を行う。また、策定した中期計画については、運営委員会において毎年定期的にフォローアップを行う事でその実効性を担保する。

(2) 補助事業終了後に向けた取組

基盤的研究・人材育成拠点については、その支援が最長15年とされていることから、自立化に向けた取組を加速する。(1)の中期計画の策定に当たっては、この点を強く意識するとともに、文部科学省における各拠点大学の支援についても、補助事業終了後の自立化が見込める拠点に支援を重点化するなど、各拠点における取組を十分に踏まえることとする。

これまでにSciREX事業に関係してきた各拠点大学の研究者等、卒業生・修了生、各関係機関の担当者、文部科学省を始めとする行政官のネットワークについては、各拠点大学等においては個別のネットワーク活動を行ってはいるものの、未だにそのネットワークが十分に機能しているとは言えない。文部科学省及びSciREXセンターを中心に、補助事業終了後もネットワークが機能するような方策について検討し、必要な対応を行う。

6 事業の評価

本事業では、平成23年度から27年度の5年間については、平成27年度に、平成28年度から令和2年度については、令和2年度から3年度にかけて、事業の進捗確認及び今後の一層の推進に向けての内容の改善を目的とした中間評価を実施した。令和3年度以降の事業については、基盤的研究・人材育成拠点の支援が最長15年とされていることから、本基本方針や各計画等の達成状況や実際に生み出された成果の内容等も踏まえて適切な時期に外部委員による評価を実施する。